



特別児童扶養手当について

～障がいをお持ちのお子さんのために～



身体や精神に中程度以上の障がいのある児童を監護している父もしくは母、または父母にかわってその児童を養育している方に対して受給される手当です。

●助成の対象者は

20歳未満で、身体または精神に中程度以上障がいをお持ちのお子さんを監護している父もしくは母（所得が多い方）、または父母にかわってその児童を養育している方。ただし、次のいずれかに該当している対象者は除かれます。

- (1) 児童や父もしくは母、または養育者が日本国内に住んでいないとき
- (2) 児童が障がいを支給事由とする公的年金を受けられるとき（児童扶養手当、児童手当、障害児福祉手当は年金ではありませんので併給できません。）
- (3) 児童が指導福祉施設等（保育所、通所施設、障害児入所施設への親子入所を除く）に入所しているとき

●所得の制限について

所得制限限度額表	所得の制限 (H14年8月～)	
	前年又は前々年分所得	
扶養親族等の数	請求者（本人）	配偶者・扶養義務者
0人	4,596,000円	6,287,000円
1人	4,976,000円	6,536,000円
2人	5,356,000円	6,749,000円
3人以上	以下380,000円ずつ加算	以下213,000円ずつ加算



■所得制限限度額に加算されるもの

①請求者本人

老人控除対象配偶者または老人扶養親族がある場合は10万円/人
特定扶養親族又は16歳以上19歳未満の控除対象扶養親族がある場合は25万円/人

②扶養義務者等

老人扶養親族がある場合は6万円/人（ただし、扶養親族がすべて老人扶養親族の場合は、1人を除く）

■所得額の計算方法

所得額＝年間収入金額－必要経費（給与所得控除額）－8万円－下記控除額

諸控除の額	
●寡婦（夫）控除（一般）	270,000円
●寡婦控除（特別）	350,000円
●障害者控除・勤労学生控除	270,000円
●特別障害者控除	400,000円
●配偶者特別控除・医療費控除等…地方税法で控除された額 ※配偶者特別控除の最高限度額は、330,000円	

● 特別児童扶養手当の額

対象児童の数と等級に応じて支給されます。（いずれも児童一人あたり）

区 分	令和6年4月
1級（重度障害児）	月額55,350円
2級（中度障害児）	月額36,860円

ただし前年の所得が限度額以上の方は、その年度（8月から翌年7月まで）の手当の支給が停止されます。

※全国消費者物価指数の実績値等により月額は変更されます。

●特別児童扶養手当を受ける手続き

長寿子育て課社会福祉係で請求の手続きをしてください。県知事の認定を受けることにより支給されます。

添付書類

- ①請求者と対象児童の戸籍謄本（抄本）
- ②世帯全員の住民票の写し（マイナンバー入り）
- ③診断書（用紙は役場にあり）
※身体障害者手帳や療育手帳をお持ちの方は、診断書の提出が省略できる場合があります。

●特別児童扶養手当の支払日

手当は、認定請求した日の属する月の翌月分から支給され、年3回受給者本人のゆうちょ銀行又は金融機関のいずれかに振り込まれます。

支給日（支給対象月）
4月11日（12月分から3月分）
8月11日（4月分から7月分）
11月11日（8月分から10月分）

※支給日が土日または休日
のときは、繰り上げて支給

●届出が必要なおとき

次のようなときは、長寿子育て課で届出をしてください。

(1) 所得状況届け

毎年8月12日から9月11日までの間に、受給者全員が提出します。

なお、2年間提出しないと受給資格がなくなることがあります。

(2) 障害の程度が変わったとき

(3) 対象児童に増減があったとき

(4) 受給資格が喪失したとき

(5) 手当証書をなくしたとき

(6) 対象児童にかかる有期再認定請求書

原則として2年に1回、3月・7月・11月のうち、定められた時期に、

診断書を提出していただき、引き続き手当が受けられるかどうか、

再認定を受けなければなりません。（支給停止中の人も必要です!!）

(7) 住所・氏名、支払金融機関が変更になったとき



●お問い合わせ

天城町役場 長寿子育て課(社会福祉係) 85-5333 (直通) 85-3111 (代表)